

5 監査公表第 2 号

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項並びに福岡市監査基準第18条及び第20条第1項の規定によりその結果を公表する。

令和5年2月27日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 福岡市監査委員 | 中 | 山 | 郁 | 美 |
| 同 | 藤 | 本 | 顕 | 憲 |
| 同 | 水 | 町 | 博 | 之 |
| 同 | 本 | 野 | 正 | 紀 |

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び福岡市監査基準第15条第1項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第1 監査の種類

福岡市監査基準第3条第1項第1号、第3号及び第2項の規定に基づく財政援助団体監査、出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

1 財政援助団体監査

(1) 監査の対象事務

各団体の財政援助に係る出納その他の財務に関する事務の執行を対象として実施した。

(2) 監査の対象団体及び区分

一般財団法人福岡市教職員互助会（事務監査）
（所管課）教育委員会職員課

2 出資団体監査

(1) 監査の対象事務

事務監査は各団体の出資に係る出納その他の財務に関する事務の執行を、工事監査は各団体の工事等を対象として実施した。

(2) 監査の対象団体及び区分

ア 公益財団法人福岡アジア都市研究所（事務監査・工事監査）
（所管課）総務企画局企画課

イ 福岡タワー株式会社（事務監査・工事監査）
（所管課）経済観光文化局地域観光推進課

ウ 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団（事務監査・工事監査）
（所管課）経済観光文化局文化振興課

エ 公益財団法人福岡市学校給食公社（事務監査・工事監査）
（所管課）教育委員会給食運営課

3 公の施設の指定管理者監査

(1) 監査の対象事務

各団体の指定管理に係る出納その他の財務に関する事務の執行を対象として実施した。

(2) 監査の対象団体及び区分

ア 株式会社ウィズグループ（事務監査）

- (所管課) 福祉局高齢福祉課
- イ 社会福祉法人まごころ会 (事務監査)
(所管課) 福祉局高齢福祉課
- ウ 社会福祉法人敬養会 (事務監査)
(所管課) 福祉局高齢福祉課
- エ 社会福祉法人福岡ケアサービス (事務監査)
(所管課) 福祉局高齢福祉課
- オ 社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会 (事務監査)
(所管課) 福祉局高齢福祉課
- カ 福岡市社会福祉協議会・旭商会共同事業体 (事務監査)
(所管課) 福祉局地域福祉課
- キ 福岡市漁業協同組合 (事務監査)
(所管課) 農林水産局漁港課
- ク マリゾン・博多湾環境整備共同事業体 (事務監査)
(所管課) 港湾空港局港湾管理課
- ケ 博多港開発・西部ガス共同事業体 (事務監査)
(所管課) 港湾空港局港湾管理課
- コ 博多港ふ頭株式会社 (事務監査)
(所管課) 港湾空港局港営課

第3 監査の実施内容及び着眼点 (評価項目)

1 財政援助団体監査

監査は、前記の対象事務が合規性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

2 出資団体監査

監査は、前記の対象事務が合規性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表1から別表3までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施した。

なお、事務監査では、団体ごとに重点事項を設定し監査を実施した。

また、工事監査では、「計画」、「設計」、「積算」、「契約」、「施工」、「検査」、「維持管理」及び「委託」に分類し、複数の団体を横断して重点的に監査を実施する事項(重点事項)として「契約変更」を設定し監査を実施した。

3 公の施設の指定管理者監査

監査は、前記の対象事務が合規性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係者から説明を聴取するなどして実施した。

なお、各団体を横断的にチェックする重点事項として、「利用者の安全確保のための施設管理」を設定し監査を実施した。

第4 監査委員の除斥

監査委員 水町博之は、平成28年5月1日から令和3年5月31日まで公益財団法人福岡アジア都市研究所の監事及び理事の職にあったため、同法人に係る監査について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 団体の概要及び監査の結果

(財政援助団体監査)

1 一般財団法人福岡市教職員互助会

(1) 団体の概要

- ア 主たる事務所の所在地 福岡市早良区百道三丁目10番1号
イ 設立年月日 昭和31年7月1日
ウ 設立の目的 会員及びその親族の生活の安定と福利厚生を増進を図り、もって福岡市における教育の振興発展に寄与することを目的とする。
エ 事業内容 (ア) 福岡市が行う事務事業の受託
(イ) 会員及び会員の親族に対する共済事業
(ウ) 会員の臨時の支出に対する貸付事業
(エ) 会員の福利厚生に関する事業
(オ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
オ 役員及び職員数 役員14名、評議員11名、職員5名(令和4年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、事業費として、令和3年度に4,233万132円の交付金を交付している。なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は25名で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成30年10月から令和4年10月まで

実施期間 令和4年8月16日から同年10月3日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(出資団体監査)

1 公益財団法人福岡アジア都市研究所

(1) 団体の概要

- ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号
イ 基本財産 3,000万円(令和4年6月30日現在)
ウ 設立年月日 昭和63年8月1日
エ 設立の目的 都市政策に関する調査研究、知識の普及及び情報の収集、提供、アジア諸都市との研究交流並びにこれらに関する事業を通じ、地域社会の発展に寄与することを目的とする。
オ 事業内容 (ア) 都市政策に関する調査研究及び情報の収集、提供に関すること。
(イ) 講演会、研究会の開催等都市政策に関する知識の普及に関すること。
(ウ) 研究誌等の刊行物の発行に関すること。
(エ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員11名、評議員5名、職員25名(令和4年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出捐している。さらに、国際視察・研修運営事業費として令和3年度に377万8,556円の負担金を交付するとともに、調査・研究事業の助成として8,021万9,809円の補助金を交付している。また、福岡市総合計画データ集等作成業務等の委託を行い、その委託料総額は令和3年度において639万5,400円となっている。

なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は3名、兼務は3名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成30年9月から令和4年9月まで

実施期間 令和4年8月16日から同年9月15日まで

(工事監査) 対象期間 平成30年4月から令和4年3月まで

実施期間 令和4年6月27日から同年10月31日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の対象となる工事等はなかった。

2 福岡タワー株式会社

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市早良区百道浜二丁目3番26号

イ 資本金 30億円(令和4年6月30日現在)

ウ 設立年月日 昭和62年10月14日

エ 設立の目的 市政100周年を記念したアジア太平洋博覧会のモニュメント、並びに福岡市の新たな観光資源、またテレビ・ラジオ等の各種電波の集合化を目的として計画された福岡タワーの建設、管理運営を行う。

オ 事業内容 (ア) タワー等の観光・展望施設の運営

(イ) 電波塔の管理運営

(ウ) 放送通信施設設置及び通信情報収集並びに伝達処理に関する事業

(エ) 音楽・美術・スポーツその他文化的催物の運営

(オ) 食堂、喫茶、売店施設の運営

(カ) 駐車場の管理運営

(キ) 不動産の賃貸

(ク) 前各号に付帯し、または関連する一切の事業

カ 役員及び職員数 役員15名、社員12名(令和4年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記資本金のうち10億円(出資率33.3%)を出資している。

なお、上記役員及び社員数のうち、福岡市職員の兼務は1名で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成30年9月から令和4年10月まで

実施期間 令和4年8月16日から同年10月4日まで

(工事監査) 対象期間 平成30年4月から令和4年3月まで

実施期間 令和4年6月27日から同年10月31日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区下川端町3番1号

イ 基本財産 2億円(令和4年6月30日現在)

ウ 設立年月日 平成11年3月1日

エ 設立の目的 文化芸術の振興に関する事業を行い、もって心豊かな市民生活の実現と、薰り高い文化芸術の創造・発展に寄与することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 市民文化の振興に関する事業

(イ) 文化芸術活動者の支援・育成に関する事業

(ウ) 国内外との文化交流の促進に関する事業

- (エ) 文化普及、広報事業の推進に関する事業
- (オ) 福岡市の依頼による文化芸術事業の受託に関する事業
- (カ) 福岡市の依頼による文化施設の管理及び運営の受託に関する事業
- (キ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員12名、評議員9名、職員14名（令和4年7月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出捐している。また、文化振興及び普及事業費等のため、令和3年度に9,273万504円の補助金を交付している。

なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は5名、兼務は2名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

- (事務監査) 対象期間 平成29年10月から令和4年9月まで
実施期間 令和4年8月16日から同年9月29日まで
- (工事監査) 対象期間 平成29年4月から令和4年3月まで
実施期間 令和4年6月27日から同年10月31日まで

(4) 監査の結果

- (事務監査)
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。
- (工事監査)
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

4 公益財団法人福岡市学校給食公社

(1) 団体の概要

- ア 主たる事務所の所在地 福岡市早良区百道三丁目10番1号
- イ 基本財産 1,000万円（令和4年6月30日現在）
- ウ 設立年月日 昭和48年2月28日
- エ 設立の目的 学校給食の円滑な実施を図り、もって児童及び生徒の心身の健全な発達に資するとともに豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。
- オ 事業内容
 - (ア) 学校給食用物資の調達及び配給に関する事業
 - (イ) 学校給食用物資の安全性の確保に関する事業
 - (ウ) 学校給食を通じた地産地消の推進、食育の推進に関する事業
 - (エ) 学校給食の実施上必要な講習会、研究会等の開催に関する事業
 - (オ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員9名、評議員7名、職員20名（令和4年7月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち500万円（出捐率50.0%）を出捐している。また、福岡市立学校の学校給食運營業務の一部委託を行い、その委託料総額は令和3年度において1億8,260万5,487円となっている。

なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は2名、兼務は4名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

- (事務監査) 対象期間 令和元年9月から同4年10月まで
実施期間 令和4年8月16日から同年10月11日まで
- (工事監査) 対象期間 平成31年4月から令和4年3月まで
実施期間 令和4年6月27日から同年10月31日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(公の施設の指定管理者監査)

1 株式会社ウィズグループ

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区大名二丁目4番30号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市立老人福祉センター東香園

(ア) 所在地 福岡市東区香住ヶ丘一丁目9番1号

(イ) 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(ウ) 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート2階建
施設内容 浴室2、機能回復訓練室、図書室、作業室(和)、
相談室、大広間、研修室、和室、駐車場41台
敷地面積 3,384㎡
延床面積 1,032.6㎡

(エ) 設置年月日 昭和50年2月1日

(オ) 利用料金制 導入なし

イ 福岡市立老人福祉センター若久園

(ア) 所在地 福岡市南区若久六丁目29番1号

(イ) 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(ウ) 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート2階建
施設内容 浴室2、機能回復室、図書室、相談室、茶室、研
修室2、大広間、和室2、陶芸場(別棟)、駐車
場18台
敷地面積 3,448.7㎡
延床面積 1,086.8㎡

(エ) 設置年月日 昭和48年9月1日

(オ) 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和3年度において福岡市立老人福祉センター東香園3,475万8,347円、福岡市立老人福祉センター若久園3,412万452円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成31年4月から令和4年9月まで

実施期間 令和4年8月16日から同年9月21日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 社会福祉法人まごころ会

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市西区拾六町一丁目20番1号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市立老人福祉センター長生園

(ア) 所在地 福岡市博多区千代一丁目1番42号

(イ) 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(ウ) 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート11階建の1階部分

- 施設内容 浴室1、相談室、研修室3
延床面積 722.8㎡
- (エ) 設置年月日 昭和43年4月1日
(オ) 利用料金制 導入なし
- イ 福岡市立老人福祉センター舞鶴園
- (ア) 所在地 福岡市中央区長浜一丁目2番15号
(イ) 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
(ウ) 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート4階建の3・4階部分
施設内容 浴室、機能回復訓練室、健康相談室、和室、研修室、図書室、娯楽室(和)、大広間
敷地面積 2,876.5㎡
延床面積 1,080㎡
- (エ) 設置年月日 昭和52年4月1日
(オ) 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和3年度において、福岡市立老人福祉センター長生園3,403万5,920円、福岡市立老人福祉センター舞鶴園3,331万3,969円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成31年4月から令和4年9月まで

実施期間 令和4年8月16日から同年9月21日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 社会福祉法人敬養会

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市早良区東入部二丁目16番17号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市立老人福祉センター早寿園

ア 所在地 福岡市早良区重留七丁目8番8号

イ 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

ウ 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート2階建

施設内容 事務室、駐車場27台、浴室2、図書室、相談室、大広間、研修室、和室3、介護実習室、地域交流スペース

敷地面積 3,258.2㎡

延床面積 1,095.3㎡

エ 設置年月日 平成元年8月9日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和3年度において3,525万2,734円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成31年4月から令和4年9月まで

実施期間 令和4年8月16日から同年9月21日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

4 社会福祉法人福岡ケアサービス

- (1) 主たる事務所の所在地
福岡市西区生の松原三丁目13番15号
- (2) 監査に係る公の施設
福岡市立老人福祉センター福寿園
- ア 所在地 福岡市西区今宿青木1043番地31
- イ 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
- ウ 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート4階建
施設内容 浴室2、機能回復訓練室、相談室、図書室、大広間、研修室、和室4、ラウンジ3、駐車場25台
敷地面積 3,065㎡
延床面積 1,672.5㎡
- エ 設置年月日 昭和47年8月1日
- オ 利用料金制 導入なし
- (3) 福岡市からの管理料
上記の公の施設に係る管理料は、令和3年度において4,114万7,850円となっている。
- (4) 監査の区分、対象期間及び実施期間
(事務監査) 対象期間 平成31年4月から令和4年9月まで
実施期間 令和4年8月16日から同年9月21日まで
- (5) 監査の結果
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。
- 5 社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会
- (1) 主たる事務所の所在地
福岡市中央区荒戸三丁目3番39号
- (2) 監査に係る公の施設
福岡市立老人福祉センター寿楽園
- ア 所在地 福岡市城南区南片江二丁目32番1号
- イ 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
- ウ 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート2階建
施設内容 事務室、図書室、相談室、駐車場43台、浴室2、機能訓練回復室、和室3、大広間、研修室
敷地面積 3,309㎡
延床面積 1,058.2㎡
- エ 設置年月日 昭和63年12月3日
- オ 利用料金制 導入なし
- (3) 福岡市からの管理料
上記の公の施設に係る管理料は、令和3年度において3,428万4,750円となっている。
- (4) 監査の区分、対象期間及び実施期間
(事務監査) 対象期間 平成31年4月から令和4年9月まで
実施期間 令和4年8月16日から同年9月21日まで
- (5) 監査の結果
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。
- 6 福岡市社会福祉協議会・旭商会共同事業体
- (1) 主たる事務所の所在地
ア 代表団体 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
福岡市中央区荒戸三丁目3番39号

イ 構成団体 株式会社旭商会
福岡市中央区大名二丁目4番30号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市市民福祉プラザ

ア 所在地 福岡市中央区荒戸三丁目3番39号

イ 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

ウ 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート地上7階、地下2階建
施設内容 事務室、会議室、研修室、和室、保育実習室、音楽室、視聴覚室、調理実習室、軽運動室、介護実習室、ホール、交流ひろば、図書室、情報室、福祉用具展示場、相談室、駐車場、喫茶室、売店

敷地面積 3,309.36㎡

延床面積 16,470.53㎡

エ 設置年月日 平成10年2月1日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和3年度において2億1,559万8,802円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成31年4月から令和4年9月まで

実施期間 令和4年8月16日から同年9月27日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

7 福岡市漁業協同組合

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市西区愛宕浜四丁目49番1号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市海づり公園

ア 所在地 福岡市西区大字小田字池ノ浦地先

イ 指定期間 令和3年4月1日から同6年3月31日まで

ウ 施設概要 施設規模 釣用施設 T字型鋼製栈橋構造(海上沖出386m)
管理棟 鉄骨3階建

施設内容 釣台、釣堀、管理棟、売店、入口料金所、海づり公園便所、駐車場、駐車場料金所、駐車場便所、その他付帯施設

敷地面積 3,270㎡(釣り場面積)

延床面積 21,600㎡

エ 設置年月日 昭和60年3月7日

オ 利用料金制 導入あり

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和3年度において8,318万円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和3年4月から同4年9月まで

実施期間 令和4年8月16日から同年9月30日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

8 マリゾン・博多湾環境整備共同事業体

(1) 主たる事務所の所在地

- ア 代表団体 博多湾環境整備株式会社 福岡市博多区沖浜町12番1号
イ 構成団体 株式会社マリゾン 福岡市早良区百道浜二丁目902番地1地先

(2) 監査に係る公の施設

ア シーサイドももち海浜公園

- (ア) 所在地 百道浜地区 福岡市早良区百道浜二丁目及び四丁目並びにその地先

地行浜地区 福岡市中央区地行浜二丁目及びその地先

- (イ) 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

- (ウ) 施設概要 施設内容 中央プラザ、ビーチハウス、緑地、砂浜、駐車場、屋外トイレ、突堤、離岸堤、潜堤等
※ただし、マリゾン施設については管理業務に含まない。

施設面積 31.3ha（緑地 8.1ha、砂浜 5.7ha、水域 17.5ha）

- (エ) 設置年月日 平成元年12月1日

- (オ) 利用料金制 導入あり

イ マリナタウン海浜公園

- (ア) 所在地 福岡市西区愛宕浜二丁目及び三丁目並びにその地先

- (イ) 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

- (ウ) 施設概要 施設内容 緑地、砂浜、駐車場、屋外トイレ、突堤、離岸堤、潜堤等

施設面積 21.7ha（緑地 3.3ha、砂浜 4.4ha、水域 14.0ha）

- (エ) 設置年月日 平成2年4月1日

- (オ) 利用料金制 導入あり

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和3年度において1億7,190万9,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成31年4月から令和4年10月まで

実施期間 令和4年8月16日から同年10月11日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

9 博多港開発・西部ガス共同事業体

(1) 主たる事務所の所在地

ア 代表団体 博多港開発株式会社 福岡市博多区沖浜町12番1号

イ 構成団体 西部瓦斯株式会社 福岡市博多区千代一丁目17番1号

(2) 監査に係る公の施設

ア 博多港国際ターミナル

- (ア) 所在地 福岡市博多区沖浜町14番1号

- (イ) 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

- (ウ) 施設概要 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート4階建
施設内容 1階 エントランスホール、チェックインカウンター、事務室、手荷物取扱所、警察官詰所
2階 出入国管理、検疫、待合所、出発ロビー、事務室、利便施設

3階 ターミナルホール、会議室、特別応接室、事務室、利便施設

4階 電気室、機械室

屋外 展望デッキ、駐車場、多目的広場等

敷地面積 16,535㎡

延床面積 13,275.95㎡

(エ) 設置年月日 平成5年4月1日

(オ) 利用料金制 導入あり

イ 中央ふ頭クルーズセンター

(ア) 所在地 福岡市博多区沖浜町24番25号

(イ) 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(ウ) 施設概要 施設規模 (待合棟)

軽量鉄骨造、平屋建

(C I Q棟)

鉄骨膜構造、平屋建

施設内容 (待合棟)

ホール、X線室、管理事務室、トイレ、インフォメーション、倉庫

(C I Q棟)

ホール、入国管理事務室、倉庫、トイレ

(ウェルカムゲート)

2棟、庇部

敷地面積 5,988㎡

延床面積 2,852.59㎡

(エ) 設置年月日 平成27年5月17日

(オ) 利用料金制 導入あり

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和3年度において9,101万1,820円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成31年4月から令和4年10月まで

実施期間 令和4年8月16日から同年10月11日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

10 博多港ふ頭株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市東区香椎浜ふ頭四丁目2番2号

(2) 監査に係る公の施設

博多港の港湾施設

ア 所在地 福岡市東区香椎浜三丁目25番1地先ほか

イ 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

ウ 施設概要 施設内容 岸壁、荷さばき地、岸壁給水施設、荷役機械、浮棧橋、野積場、可動橋、立体車両野積場、けい船くい、事務室、博多ポータルラジオ、冷凍コンセント、上屋、旅客待合所等

エ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和3年度において6億7,345万3,226円となっている。

- (4) 監査の区分、対象期間及び実施期間
 (事務監査) 対象期間 平成31年4月から令和4年10月まで
 実施期間 令和4年8月16日から同年10月14日まで
- (5) 監査の結果
 監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

別表1

福岡タワー株式会社 監査を実施した工事等一覧表

| No. | 工 事 名 | 契 約 金 額 | 工 期 |
|-----|-------------------------------|--------------|---------------------------|
| 1 | 福岡タワー施設改善の企画・施工請負業務 | 331,020,000円 | 平成30年12月20日から平成31年2月28日まで |
| 2 | 福岡タワーLED型（高光度、中・低光度）航空障害灯設備更新 | 45,650,000円 | 令和2年9月23日から令和3年3月31日まで |
| 3 | 福岡タワー低層階空調改修工事（ビルマルチ型） | 24,504,480円 | 令和3年11月2日から令和4年3月31日まで |

別表2

公益財団法人福岡市文化芸術振興財団 監査を実施した工事等一覧表

| No. | 工 事 名 | 契 約 金 額 | 工 期 |
|-----|----------------------|------------|------------------------|
| 1 | 福岡市文化芸術振興財団事務所移転業務委託 | 3,488,400円 | 平成31年4月9日から令和元年6月28日まで |

別表3

公益財団法人福岡市学校給食公社 監査を実施した工事等一覧表

| No. | 工 事 名 | 契 約 金 額 | 工 期 |
|-----|---------------------------|------------|------------------------|
| 1 | (公財)福岡市学校給食公社 レイアウト変更業務委託 | 2,750,000円 | 令和3年6月10日から令和3年7月16日まで |